

2025年12月24日  
株式会社ACN

## 令和8年度税制改正大綱を受けての当社の見解について

2025年12月19日に公表された令和8年度税制改正大綱において、相続税評価における貸付用不動産の評価方法について見直す方針が決定されました。このことから、当社で取り扱っている不動産小口化商品「小口化所有オフィス Aシェア®」の商品性について、以下の通りご説明申し上げます。

### 記

#### ● 商品の価値について

「小口化所有オフィス Aシェア®」は下記のようなポイントがございます。

- ① 当社がご案内する物件が建つエリアは、都心部でも入居希望者の需要が高いプライムエリアを厳選しており、長期的に安定した賃料収入を維持しやすくなっています。
- ② インフレ下において、現物資産である不動産に置き換えることで、資産防衛としての価値を発揮いたします。
- ③ 複数人に資産承継する場合などに、一口単位で均等に分割することが可能なため、円満な資産承継を行うことが可能です。

以上のことから、相続税評価における評価面については変動がございますが、商品自体の価値が損なわれるということはございません。

#### ● お客様へのフォローワーク体制について

今回の税制改正大綱を受けて、ご懸念等をお持ちになる可能性もございますので、ご購入頂いたお客様を中心に隨時弊社担当より丁寧にご説明に伺う等、真摯に対応を行って参ります。

また、税理士・弁護士などの専門家等とも連携し、常に最新の情報をご提供できるよう、引き続き情勢を注視して参ります。

個別のご相談につきましては、隨時承っておりますので、お近くの弊社担当またはお問い合わせフォームによりお申し付けください。

#### ● 今後の方針等

今回の税制改正大綱の発表を踏まえた今後の業績動向につきましては、現段階において、引き続きお客様の各種ニーズは高く、ご相談も多数承っておりますので、大きな変化はないものと認識しております。

今後、2027年1月1日の適用開始に向け、税制改正大綱に基づき改正作業が進められて参ります。2026年秋口にはパブリックコメントが発表される見込みですので動向を確認して参ります。但し、大きな影響が見込まれることが判明した場合には適切に開示致します。

以上